

政令第七十三号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項、第八条の二並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号を削り、同項第三号中「こと（」の下に「他局及び」を加え、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「こと（」の下に「他局及び」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第二項中「から第三号まで及び第七号」を「、第二号及び第六号」に改め、「並びに次に掲げる事務」を削り、同項各号を削る。

第十九条第一項中「九人」を「十人」に改める。

第六十七条中「二人」を「一人」に改める。

第一百条の見出しを「（統計局に置く課等）」に改め、同条第一項中「二課」を「三課及び統計情報シス

「統計作成支援課

テム管理官一人」に、「統計情報システム課」を

統計利用推進課」

に改め、同条第二項中「五課」を「四

課」に、

「経済統計課

を「経済統計課」に改める。

経済基本構造統計課」

第百十一条第二号中「統計研修所」を「統計研究研修所」に改める。

第百十二条から第百十五条までを次のように改める。

(統計作成支援課の所掌事務)

第百十二条 統計作成支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統計の作成に必要な情報の収集及び提供に関すること。

二 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査に係る調査票情報(統計法(平成十九年法律第五十三号

)第二条第十一項に規定する調査票情報をいう。)の二次利用及び提供並びに委託による当該調査票情

報を利用した統計の作成及び統計的研究に関すること。

三 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査に係る匿名データ(統計法第二条第十二項に規定する匿

名データをいう。)の作成及び提供に関すること。

(統計利用推進課の所掌事務)

第百十三条 統計利用推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統計の利用に必要な情報の収集及び提供に関すること。
- 二 統計に関する図書の編集及び刊行を行うこと。
- 三 統計局の広報に関する事務の取りまとめに関すること。
- 四 国立国会図書館支部総務省統計図書館に関すること。

(統計情報システム管理官の職務)

第百十四条 統計情報システム管理官は、統計局の情報システム及び第十四条第二号に掲げる事務に関する情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。

第百十五条 削除

第百十六条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第百十八条中「(経済基本構造統計課の所掌に属するものを除く。)」を削る。

第百十八条の二を削る。

第二百二十条第一項中「、恩給審査官一人」を削り、同条第五項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 恩給を受ける権利の裁定に関すること（次項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）。

第二百二十条第六項を削り、同条第七項第三号中「第五項第三号」を「前項第三号」に、「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同項を同条第六項とする。

第二百二十六条中「統計研修所」を「統計研究研修所」に改める。

第三百三十一条の見出しを「（統計研究研修所）」に改め、同条第一項中「統計研修所」を「統計研究研修所」に、「国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修を行うこと」を「次に掲げる事務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 統計技術の研究に関すること。

二 国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修を行うこと。

第三百三十一条第二項中「統計研修所」を「統計研究研修所」に改める。

第三百三十二条中「統計研修所」を「統計研究研修所」に改める。

附則第九条を削り、附則第八条を附則第九条とする。

附則第七条の次に次の一条を加える。

(大臣官房参事官の設置期間の特例)

第八条 第十九条第一項の参事官のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第十八条第一号中「附則第二十三条」を「附則第二十二条」に改める。

附則第二十条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 国会議員互助年金等を受ける権利の裁定に関すること（次条第一号及び第二号に掲げるものを除く。）。

附則第二十条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に関する審理に関すること。

附則第二十一条を削る。

附則第二十二條中「第二百十條第七項各号」を「第二百十條第六項各号」に改め、同條第三号中「附則第二十條第三号、第四号、第六号及び第七号」を「前條第四号、第五号、第八号及び第九号」に改め、同條を附則第二十一條とする。

附則第二十三條を附則第二十二條とする。

附 則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、統計局の所掌事務を変更し、同局に統計作成支援課及び統計利用推進課を設置する等の必要があるからである。